

車いす使用者用駐車施設利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

車いす使用者用駐車施設利用規則の一部を改正する規則

車いす使用者用駐車施設利用規則（平成22年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>車いす使用者用駐車施設利用規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>車いす使用者用駐車施設</u>（ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）別表第2の7の項に規定する<u>車いす使用者用駐車施設</u>をいう。以下同じ。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用証の交付等)</p> <p>第2条 知事は、<u>車いす使用者用駐車施設</u>を利用しようとする次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請により、別に定める様式によるひとにやさしい駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 出産予定日の前後12週間以内又は出産後12週間以内の者</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用証の有効期間)</p> <p>第3条 利用証の有効期間は、交付の日から次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日までとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第1項第6号に掲げる者 出産予定日（申請が出産日以後である場合には、出産日）<u>の翌日から起算して12週間後の日</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(利用証の掲示)</p> <p>第4条 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>車いす使用者用駐車施設</u>を利用する場合には、自動車の前面の当該自動車の前方から見やすい箇所に利用証を掲示するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>車椅子使用者用駐車施設利用規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>（ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）別表第2の7の項に規定する<u>車椅子使用者用駐車施設</u>をいう。以下同じ。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用証の交付等)</p> <p>第2条 知事は、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を利用しようとする次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請により、別に定める様式によるひとにやさしい駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第1項に規定する妊産婦</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用証の有効期間)</p> <p>第3条 利用証の有効期間は、交付の日から次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日までとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第1項第6号に掲げる者 出産予定日（申請が出産日以後である場合には、出産日）<u>から起算して1年を経過する日</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(利用証の掲示)</p> <p>第4条 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を利用する場合には、自動車の前面の当該自動車の前方から見やすい箇所に利用証を掲示するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の車いす使用者用駐車施設利用規則（以下「改正前の規則」という。）第2条第1項第6号に掲げる者に対して同項の規定により交付されたひとにやさしい駐車場利用証でこの規則の施行の際現に有効なものの有効期間は、改正前

の規則第3条第2号の規定にかかわらず、当該交付の日から出産予定日（同項の規定による申請が出産日以後である場合には、
出産日）から起算して1年を経過する日までとする。